

草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第7号

草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例  
草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

	円	円	円
会議室1	600	1,300	1,900
会議室2	900	1,800	2,700

」を

「

	円	円	円
会議室	900	1,800	2,700

」に

改める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

（令和5年3月27日揭示済み）

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第8号

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第1条 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第30号）の一部を次のように改正す

る。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第37条第1項中「（満1歳に満たない小学校就学前子どもを保育する場合は1人以上4人以下）」を削る。

（草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「次条第1項」の右に「、第7条の3第2項」を加える。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席およびこれと並列の座席ならびにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の右に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第23条第3項各号列記以外の部分中「1人とする」を「3人とする」に改め、「（保育する乳児の数が1人または2人のときにあつては4人以下、保育する乳児の数が3人のときにあつては3人）」を削り、同条第4項を削る。

（草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修および訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中草津市特定教育・保育施設お

よび特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第26条の改正規定および第2条中草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下この条において「ブザー等」という。)を備えることおよびこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

(草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条の規定による改正後の草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(令和5年3月27日揭示済み)

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第9号

草津市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
草津市国民健康保険条例(昭和34年草津市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万8千円」を「48万8千円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の草津市国民健康保険条例第6条第1項の規定は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

(令和5年3月27日揭示済み)

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋川 渉

草津市条例第10号

草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の一部を改正する条例

(草津市道路占用料条例の一部改正)

第1条 草津市道路占用料条例(昭和59年草津市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条第1項関係)

占用物件		占用料	
		単位	額(円)
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第一種電柱	1本につ き1年	800
	第二種電柱		1,200
	第三種電柱		1,700
	第一種電話柱		710
	第二種電話柱		1,100
	第三種電話柱		1,600
	その他の柱類		71

	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	7			その他のもの	上空に設けるもの	1平方メートルにつき1年	710			
	地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	4			地下に設けるもの	430					
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	700			その他のもの	1,400					
	地下に設ける変圧器	1平方メートルにつき1年	430			法第32条第1項第4号に掲げる施設	1,400					
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	1,400			法第32条第1項第5号に掲げる施設	1平方メートルにつき1年	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額			
	郵便差出箱および信書便差出箱		600					階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800					階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,400			上空に設ける通路	2,400					
						地下に設ける通路	1,500					
						その他のもの	1,400					
			法第32条第1項第6号に掲げる施設	48								
			祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1平方メートルにつき1日	48							
			その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	480							
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	30	道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1年	480				
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		43			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,800				
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64		標識	1本につき1年			1,100			
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		86						旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	48
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		130						幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	48
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170									
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		300									
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		430									
	外径が1メートル以上のもの		860									
	法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類						長さ1メートルにつき1年	4		
その他のもの				14								
	道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	1,100									

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,800
		その他のもの		2,400
政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積	1,400
政令第7条第3号に掲げる施設			1平方メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積	480
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設			1平方メートルにつき1月	140
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		占有面積	Aに0.009を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの				Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.009を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの			Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額

政令第7条第12号に掲げる器具		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上または高速自動車国道もしくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.012を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031を乗じて得た額

（草津市駅前広場管理条例の一部改正）

第2条 草津市駅前広場管理条例（昭和44年草津市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条第1項、第8条第1項関係）

占用の区分			占用料の額	占用の期間
路線バス（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる事業として運行されるものをいう。）	自動車検査証に記載された長さが12メートル以下の車両	承認（人の乗降のために一時的に停止する目的で利用する場合をいう。以下同じ。）	1区画につき1月2,500円	1年以内
		駐車（人の乗降のために継続的かつ独占的に利用する場合をいう。以下同じ。）	1区画につき1月5,000円	1年以内
	自動車検査証に記載された長さが12メートルを超える車両であつて、道路運送車両の保安基準（昭	承認	1区画につき1月4,000円	1年以内

和26年運輸省令第67号)第55条に基づく認定を受けた車両	駐車	1区画につき1月 8,000円	1年以内
タクシー(道路運送法第3条第1号ハに掲げる事業として運行されるものをいう。)	承認	1区画につき1月 1,400円	1年以内
	駐車	1区画につき1月 2,800円	1年以内
その他のもの		草津市道路占用料条例(昭和59年草津市条例第18号)に規定する占用料の例による。	その都度市長が定める期間

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の草津市道路占用料条例および草津市駅前広場管理条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占有許可期間に係る占有料について適用し、施行日前の占有許可期間に係る占有料については、なお従前の例による。

(令和5年3月27日揭示済み)

草津市議会の個人情報の保護に関する条例をここに公布する。

令和5年3月27日

草津市長 橋 川 涉

草津市条例第11号

草津市議会の個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 個人情報等の取扱い(第4条—第16条)
- 第3章 個人情報ファイル(第17条)
- 第4章 開示、訂正および利用停止
  - 第1節 開示(第18条—第30条)
  - 第2節 訂正(第31条—第37条)
  - 第3節 利用停止(第38条—第43条)
  - 第4節 審査請求(第44条—第46条)
- 第5章 雑則(第47条—第52条)
- 第6章 罰則(第53条—第57条)

付 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、草津市議会(以下「議会」という。)における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正および利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。))をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができることとなるものを含む。)
- 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

- 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別するこ

とができるもの

- (2) 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章までおよび第6章において「職員」という。）が職務上作成し、または取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、草津市情報公開条例（平成16年草津市条例第21号）第2条第2号に規定する市政情報（以下「市政情報」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

- (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、または取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、市政情報に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人および個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」と

いう。)別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号および第3号ならびに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情

報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去または現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員もしくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条および第53条において同じ。)もしくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用および提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的

以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、または提供することによって、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、または本人に提供するとき。
  - (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - (3) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、財産区、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関または独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務または業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成または学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用または提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会の事務局の特定の職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までおよび第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
---------	-----------------------	-----------

	自ら利用し、または提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、または提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、または本人に提供するとき	人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項第1号	または第12条第1項および第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項および第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、もしくは保管されているとき、または番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項および第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のためにまたは前条第2項第3号もしくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、またはその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要

求)

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的もしくは方法の制限その他必要な制限を付し、またはその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条および第49条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号ならびに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、または当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便もしくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置もしくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が定めるものをいう。）を用いて送信し、または住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（匿名加工情報の取扱いに係る義務）

第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等もしくは個人識別符号もしくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、または当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

### 第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成および公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1) 個人情報ファイルの名称

(2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

(3) 個人情報ファイルの利用目的

(4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）および本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）

(5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法

(6) 記録情報に配慮個人情報が含まれるときは、その旨

(7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

(8) 次条第1項、第31条第1項または第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称および所在地